

営業秘密の使用等の推定規定の拡充の必要性について

2022年11月28日

弁護士 林 いづみ

本日の不競法小委員会への出席がかなわないため、書面で意見を提出申し上げます。

資料5（使用等の推定規定の拡充）18頁記載の、営業秘密の使用等の推定規定（不競法5条の2）の「改正の方向性」に賛同します。

1. 営業秘密の使用等の推定規定（5条の2）拡充の必要性

営業秘密保護制度を我が国が導入して四半世紀が経過し、今やデジタル時代のデータ戦略の観点からも、増大する営業秘密の重要性と侵害リスクへの対処が迫られています。他方、わが国では、欧米各国のような証拠開示制度の導入が困難であり、証拠の偏在問題が特に顕著な営業秘密に関し、被害者/原告の証拠収集・立証は極めて困難です。こうした背景から、せめてもの措置として平成27年不競法改正において不競法5条の2として使用等推定規定が創設されました。しかし、いまだに裁判所において同推定規定が適用された事例はなく、営業秘密の侵害訴訟における原告の証拠収集・立証の困難性は全く解決しておりません。

昨今では、テレワークの普及や、侵害者がリモートアクセス用VPN装置の認証情報を利用して社内ネットワークに侵入する事例など、ますます秘密漏洩のリスクが高まっています。よって、原告の証拠収集・立証の困難性を改善するための実効性のある法改正を行うことは喫緊の課題であると考えます。

2. 対象情報の拡充について

諸外国の営業秘密保護法制では対象となる情報の性質により保護に差を設けていないこと、デジタル化の進展に伴い「技術上」の秘密とそれ以外の秘密との区別は今後ますます不可能になっていくこと、顧客名簿など特定のカテゴリーの情報を除外する規定を疑義のない形で設けることは極めて困難であること、対象情報の範囲を営業秘密全般に拡充しても被疑侵害者の反証は可能であること（資料5記載例のみならず、原告と違って被疑侵害者側は様々な自己の手持ち証拠により実際の場面に応じた多方面からの反証が可能）等から、対象情報の範囲を限定せず、「営業秘密」全般に拡充するべきであると考えます。

3. 対象類型の拡充について

正当取得類型の場合でも図利加害目的があり（7号）（事務局提案の）「領得」行為が介在している場合や、取得時善意無重過失転得類型（6号・9号）において不正開示行為等の介在について悪意重過失に転じながら営業秘密を消去せずに「保持」している場合には、いずれも「使用」についての高度の蓋然性が認められること、立証責任が転換されるだけで被告側は手持ち証拠により多方面からの反証が可能であること等から、対象類型を限定せず、2条1項7号、6号及び9号へも拡充するべきであると考えます。 以上